

共同企業体協定書（委託）（案）

（目 的）

第1条 当共同企業体は、大分市上下水道局発注による_____委託を共同連帯して履行することを目的とする。

（名 称）

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を（所在地）_____に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、____年 ____月 ____日に成立し、第1条に規定する委託業務の履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該委託業務の契約の相手方とならなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該委託業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

所 在 地_____

商号又は名称_____

所 在 地_____

商号又は名称_____

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、（商号又は名称）_____を代表とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、入札及び見積りに関する権限、発注者、監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合等)

第8条 当企業体の出資の割合は、次のとおりとする。

(商号又は名称) _____ %
(商号又は名称) _____ %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する委託業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する委託業務契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、_____銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決 算)

第12条 当企業体は、第1条に規定する委託業務の完了後、当該委託業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合に応じ構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合に応じ構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(履行途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び他の構成員の承諾がなければ、当企業体が第1条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 構成員のうち履行途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して委託業務を履行する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第16条の2 当企業体は、構成員のうちいずれかが、履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(履行途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが履行途中において破産し、又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までの規定を準用する。

(代表者の変更)

- 第17条の2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

(解散後の契約不適合責任)

- 第18条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____ほか____社は、上記のとおり_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

商号又は名称
代 表 者

印

商号又は名称
代 表 者

印